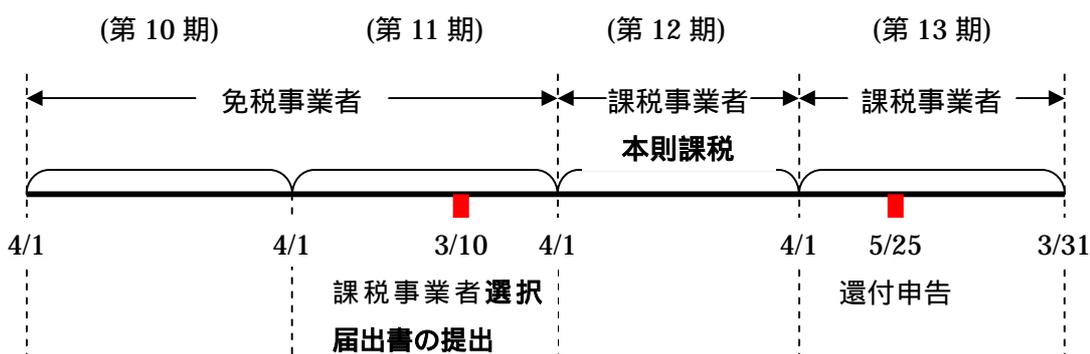


選択を適用する課税期間の提出期限までの出し忘れが多く損害賠償が多発しています。また、提出を要する届出書は、「消費税課税事業者選択届出書」であり、「消費税課税事業者届出書」ではありません。ご注意ください。

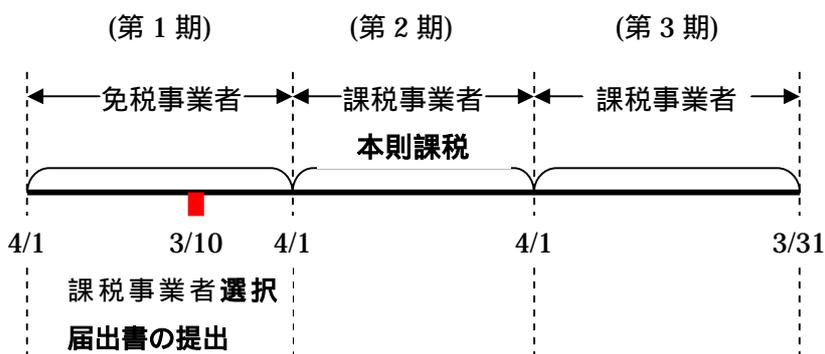
(事例1)

免税事業者が確定申告により消費税等の還付を受けるために「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事例



(事例2)

設立第2期目から課税事業者を選択するため設立第1期に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事例(第1期中に事業活動を行っている場合)



(注) 事業開始等の場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間か翌課税期間かのいずれかを任意に選択できます(消基通 1-4-14)。

そのため、「消費税課税事業者選択届出書」の適用開始課税期間の欄(自平成××年××月××日 至平成××年××月××日)に適用開始課税期間を明記します。